

泉大津市米穀調達運送加工管理等
業務委託仕様書

令和6年5月

泉大津市

目次

- 1 業務名称
- 2 業務目的
- 3 業務内容
 - (1) 玄米生産団体との玄米の売買契約事務および調達
 - (2) 玄米生産地から保管地又は加工地、保管地から加工地までの運送
 - (3) 玄米の保管および管理
 - (4) とう精
 - (5) 配送
- 4 実施体制
- 5 再委託
- 6 法令等の遵守
- 7 単価の提示
- 8 事故の責任
- 9 届出・報告等
- 10 スケジュール
- 11 個人情報の管理
- 12 運営および管理
- 13 各業務の共通事項
- 14 契約期間
- 15 支払い方法
- 16 その他

1 業務名称

泉大津市米穀調達運送加工管理等業務委託

2 業務目的

泉大津市では令和5年3月に「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想」を策定し、平時における安全・安心な食の提供、不測の事態に対応しうる安定的な食糧確保に向けた官民連携による独自のサプライチェーンを構築することにより、日本の農業の持続的発展に寄与することを目指している。

市独自のサプライチェーンは、生産者やその自治体と顔の見える関係を築くことで、市場価格に左右されにくい食糧供給ルートの確立や、泉大津市の給食に提供することで安定的な消費を生み出し、農作物の生産地から消費地をつなぐ共存共生の関係性を構築するものである。

令和5年度までは、産地から直接玄米を購入するための契約事務、購入玄米の輸送、保管、とう精およびとう精された米穀（以下「生産精米」という。）の配送業務をそれぞれ事業者へ委託を行ってきたが、これまでのような従来の手法では、輸送による効率的、経済的および環境的運用に課題があり、また、「物流の2024年問題」にも対応する必要もあることから、生産者から生産された玄米の輸送から保管、生産精米を配送するまでを一気通貫する泉大津市米穀調達運送加工管理等業務を委託するものである。

3 業務内容

次の(1)から(5)まで工程のとおり、泉大津市指定の玄米生産団体等から玄米の売買契約事務、玄米の調達、玄米生産地からの運送、玄米の保管・とう精を行い、生産精米を給食用および市民配付用等の用途別で泉大津市の指定する場所へ配送する。

(1) 玄米生産団体との玄米の売買契約事務および調達

ア 本業務で使用する玄米を泉大津市指定の玄米生産団体等と売買契約を締結する。
生産地の選定および銘柄、購入量については、事前に泉大津市と協議の上、決定すること。

購入する玄米の品質規格や検査等については別紙1のとおりとすること。

イ 泉大津市指定の玄米生産団体等は次のとおり

- ・ 泉大津市が連携協定を締結している自治体および事業者
- ・ 泉大津市が連携協定を締結している自治体が指定の事業者および生産者
- ・ 泉大津市内の事業者および生産者

※泉大津市が連携協定している自治体（令和6年4月1日現在）

北海道旭川市・長野県南箕輪村・滋賀県東近江市・熊本県人吉市・和歌山県日高郡日高川町・和歌山県橋本市・沖縄県石垣市

※団体は今後、増加する可能性あり。

ウ 年間使用予定量（精米後）

約 117.9 トン

内訳 給食用：約 70.3 トン（有機米約 41 トン・特別栽培米約 29.3 トン）

市民配付用：約 47.6 トン（特別栽培米約 42.6 トン・慣行米約 5 トン）

※量については変動の可能性があります。

※調達する玄米量については、上記の年間使用予定量（精米後）から想定すること。

※使用予定スケジュールは別紙 2 のとおり。

※給食用とは、小学校および中学校の給食、保育所・幼稚園・認定こども園の給食で提供することを目的とする。

※市民配付用とは、マタニティ応援プロジェクトおよび介護予防普及啓発事業、長寿祝い品贈呈事業での使用を目的とする。

エ 玄米の調達

契約を締結した玄米生産団体等より、購入すること。

購入量は、給食用・市民配付用において必要な米の使用量を計算し、決定すること。

※米の使用量把握に必要な情報は泉大津市から提供する。

(2) 玄米生産地から保管地又は加工地、保管地から加工地までの運送

生産地で生産された玄米につき、生産地から保管地又は加工地まで、又は保管地から加工地まで運送する。運送方法については、企画提案によるものとする。ただし、運送の実施に際し、次の事項は厳守すること。

ア 品質保持、安全性に配慮し、的確、迅速、清潔、誠実に行うこと。

イ 必要に応じて冷蔵設備のある輸送手段により運送を行うこと。

ウ 農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）に規定する種類、産年、等級、銘柄、包装等の区分に相違を来さないようにするとともに、運送中の事故、盗難等の発生防止に努めること。

エ 水漏れ、汚損等の発生防止に万全の措置を行うこと。

オ 保管地等からの出庫時において、原則として生産精米の計量（看貫）を行うとともに、カビ等による包装の汚損の有無の確認を行うこと。

カ 運送に使用する車両、コンテナ等が当該生産精米の運送に使用する以前の貨物の影響により生産精米の品質、安全性に影響を与えないことを確認すること。

キ 年間使用予定量（精米後）

3 (1)ウと同様。

(3) 玄米の保管および管理

生産地で生産された玄米につき、生産地から保管地まで運送された玄米を保管する。

保管場所、保管施設および保管方法等については、企画提案によるものとする。ただし、次の事項は厳守すること。

ア 玄米の保管の区分

受託者は、玄米を農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に規定する種類、銘柄、包装、産年および等級ごとに区分して保管する。

イ 玄米の入庫

受託者は、玄米の入庫時に、送り状との相違、入庫状況（入庫日、はい付けの状況、品質、必要な表示や押印、包装の状態等をいう。以下同じ）を確認し、記録する。

ウ 保管の方法

受託者は、泉大津市の指示を踏まえ、次の事項を厳守し玄米を保管する。

- (ア) 破袋、汚損、水濡れ、カビ、異臭、貯穀害虫、鼠害等の被害を生じさせないこと。
- (イ) 低温保管又はこれと同等以上の玄米の安全および品質の保持の効果がある方法により保管するとともに、出庫時に外気との温度差による結露等が生じないようにすること。
- (ウ) 匂いの強い物と一緒に保管しないこと。
- (エ) 玄米を積む場合、直接床に積んだり、壁に付けることのないよう、パレットなどの上に、かつ、壁から離して積むこと。
- (オ) 保管場所は常に清潔に保つこと。

エ 玄米の在庫管理

- (ア) 生産地から配送された玄米の残量確認をすること。
- (イ) 泉大津市から示された米の使用料を基に、生産地への発注を行うこと。
- (ウ) 受託者は、年度末現在の玄米の在庫数量が把握できるよう、帳簿等を作成し、上記アの区分ごとに管理する。
- (エ) 受託者は、年度末現在の玄米の在庫数量について、帳簿等と玄米の在庫数量を突合した上で、毎年度4月末日までに泉大津市に報告しなければならない。
ただし、本契約の最終年度となる令和8年度における在庫数量については、令和8年11月末日までに泉大津市に報告しなければならない。

(4) とう精

生産地からの玄米について、とう精し、用途別による袋詰め・梱包を行うこと。とう精方法および袋詰め・梱包については、企画提案によるものとする。ただし、次の事項は厳守すること。

ア とう精計画の作成

受託者は、泉大津市より示される用途別の米の使用量（別紙2）に基づき、とう精量の計画を作成すること。計画は、用途・数量・使用時期等を分かるようにして、泉

大津市の確認をとること。

イ とう精の実施

受託者は、生産精米を製造するにあたり、次の事項に留意してとう精を行う。

(ア) 玄米、生産精米およびその他の生産精米が混合することのないよう取扱うこと。

(イ) とう精の結果、規格に適合しないものが発生した場合は、受託者の負担において再とう精又は再調製を行うこと。なお、当該再とう精又は再調製を行っても規格に適合しない場合は、当該生産精米の包装等に「不合格品」である旨を表示するとともに、玄米および他の生産精米と混合することのないよう区分すること。

ウ 袋詰め・梱包

生産精米につき、次に定める用途別により袋詰めおよび梱包を行う。

(ア) 給食用

A 袋詰め

未使用のポリエチレン等樹脂素材の袋に生産精米 10 キログラムを袋詰め

B 梱包

梱包はしない

(イ) 市民配付用

A 袋詰め

包装規格は、農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）第一の一の(三)の口の(ロ)に定める第一種樹脂袋又は第二種樹脂袋の規格に準ずる新袋であるものとする。

2 キログラムおよび 5 キログラム用のオリジナルデザインのパッケージを作成し使用すること。デザインは企画提案すること。

B 梱包

梱包の素材は、強度のある段ボールシート等を使用すること。また、袋詰めされた生産精米につき、世帯ごとによる梱包等の梱包方法については泉大津市と協議すること。

C チラシの同梱

泉大津市が指定するチラシを併せて段ボールに同梱すること。

エ 生産精米規格

生産精米につき、別紙 3 に定める規格を満たすものとする。また、受託者は、泉大津市からの要請に応じて、当該要件を満たすことを確認できる検査結果等の資料を提出するものとする。

オ とう精施設および保管施設の要件

受託者が玄米の保管、管理および精米加工を行う施設は、次に掲げる要件に適合するものとする。

- (ア) 大阪府内又は大阪府近隣に所在すること。
- (イ) 一般財団法人日本穀物検定協会の「米の情報システム」の登録、一般社団法人日本精米工業会の「F」マークの表示認定又は「精米 HACCP」以上の手法により衛生管理を行うこと。
- (ウ) 石抜き機、金属検出機、色彩選別機およびガラス選別機を有していること。
- (エ) 精米の品質を保持し、衛生的に保管できる倉庫を有すること。
- (オ) 食味測定器、米質測定器、水分計、白度計を有し、自主検査機能を有していること。
- (カ) 本事業を予定とおりに行うことができる性能の精米機器を有すること。

カ 不適品の取扱い

泉大津市が指定する炊飯工場等の納入先が現品を検収し不適品と判断したときは、受託者は遅滞なく現品を引き取り、代替品を速やかに納入するものとする。

また、受託者は、泉大津市が指定する炊飯工場等への米の納入後に不適品が発見され、受託者の責によるものと認められる場合は、遅滞なく現品を引き取り、代替品を納入するものとする。

(5) 配送

ア 配送物・荷姿

(ア) 配送物

配送する物は、3(4)によりとう精された生産精米とする。

(イ) 荷姿

配送物の荷姿は、3(4)ウの用途別に記載する袋詰めおよび梱包されたものとする。

イ 配送場所

(ア) 給食用

- A アサヒフーズ株式会社 戎之町工場（大阪府堺市堺区戎之町東1-1）
- B 株式会社サンエッセン 堺丹南センター（大阪府堺市美原区真福寺 240）
- C 井上米穀店（大阪府泉大津市二田町1-11-12）

(イ) 市民配付用

泉大津市が別に示す泉大津市内発送先とする。ただし、受取人が泉大津市内の住民票住所地以外への配送を希望した場合はその限りではない。

ウ 予定配送回数・配送量・配送時間帯

公募時における積算上の配送回数、配送量および配送時間帯は別紙4のとおりとする。

エ 配送

(ア) 配送ルート

配送について、各配送場所への配送ルートは自由とする。

(イ) 配送準備に関すること（市民配付用）

受託者は泉大津市が作成した配送対象者の抽出データ（Excel か CSV）を基に、配送対象家庭へ配送する。

配送先データは泉大津市が作成するが、データの変換が必要な場合は、受託者が行うこと。

受託者は、泉大津市と協議の上、チラシや案内文を印刷し配送時に同封すること。

(ウ) 配送計画の作成（給食用）

米の使用量に基づく炊飯工場への配送計画を作成すること。

計画作成にあたり、炊飯工場への確認作業（米の残量、受け入れの可否）も行うこと。

(エ) 配送状況の管理（給食用、市民配付用）

配送対象者への配送状況を把握し、配送完了日を記録するとともに、泉大津市の求めがあった場合は、常に応答できるようにすること。

(オ) 不在時の対応（市民配付用）

市民配付用の生産精米の配送において、配送対象者が不在の場合、不在連絡票等を差し置きすることとし、配送対象者が別に指定する日に再配達を行うこと。また、不在などの理由で配送できない生産精米は、当面の間、受託者が保管した上で配送対象者と発送調整を行うこと。その後においても配達ができない場合は、受託者は泉大津市の指定する日時と場所へ一括して納品すること。

(カ) 納品（給食用）

給食用の生産精米の配送において、別紙5に指定する場所まで受託者が持ち運び納品すること。また、納品時には配送先に対し納品書を交付し、受領書に受領印を受けることとし、受領書の控えは、配送先別に整理し、5年間保存すること。

4 実施体制

- (1) 業務に従事する者に欠員が生じた場合でも、業務の遂行が滞ることのないよう体制を構築すること。可能な限り、同一人物が継続して業務に当たることができるよう努めること。
- (2) 本業務を統括する総括責任者を配置すること。また、3(1)~(5)の業務ごとに現場責任者を配置し、責任ある運営を行うこと。
- (3) 受託者は、総括責任者、現場責任者、業務従事者の名簿を契約締結後速やかに泉大津市に提出すること。

5 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、泉大津市の承諾を得ること。

6 法令等の遵守

受託者は、業務の執行にあたり生産精米等の取引等に係る情報の記録および産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守すること。

7 単価の提示

用途別（学校給食・就学前給食・マタニティ応援プロジェクト・介護予防普及啓発事業および長寿祝い品贈呈事業）での単価を提示すること。また、別紙 4 で示した配送回数・配送量等の変動に関わらず、契約期間中の単価は原則同額とする。

給食用・市民配付用は 1 kgあたりの単価を提示すること。

※業務内容 3(1)~(5)の内訳が分かるように単価を出すこと

8 事故の責任

業務実施中の交通事故その他一切の事故は、すべて受託者の責任においてこれを解決するものとする。また、交通事故等の発生により、泉大津市が損害を被った場合に、受託者が当該損害賠償の責任を負う意思および履行能力を担保すること。

9 届出・報告等

受託者は、業務の実施により作成された別表「報告書一覧表」に掲げる各種報告書を整理し泉大津市へ報告すること。

また、提出した報告書に関する情報の内容に追加、変更又は削除の必要が生じた場合は、速やかに対処すること。

受託者は別表の報告書のほか、泉大津市が別途指示する情報について提供すること。

(1) 事前提出書類

配送業務を受託するにあたり、貨物自動車運送事業法第 3 条に規定する一般貨物自動車運送業の許可、又は同条 9 条に規定する事業計画変更の認可書の写しを、事前に泉大津市に提出すること。

(2) 報告

ア 事故報告

受託者は、配送車両に事故が発生した場合は、「自動車事故報告規則」（昭和 26 年

12月20日運輸省令第104号)による報告を泉大津市に対しても行うこと。また、「自動車事故報告規則」にある「事故」以外においても、配送車両の運行により人の死傷若しくは物の損壊(交通事故)を起こした場合には、道路交通法第72条の規定により警察官に報告するとともに、泉大津市に対しても事故発生後速やかに「事故報告書」により報告をすること。その場合、受託者は、泉大津市の要求に応じて事故に関する資料の提出をすること。

イ 賠償報告

人身事故・物損事故で賠償金の支出がある場合は、事前に泉大津市と相談しながら示談交渉を行い、受託者が独自に示談を行わないこと。なお、賠償の無い物損事故の場合でも、事故後の顛末等について速やかに泉大津市に報告すること。

(3) 実績報告

3業務内容に定める業務について、別表の報告書により、実績報告を行うこと。

(4) 報告書様式

各報告書の様式は任意とするが、泉大津市と協議の上、決定すること。

報告書等の関係書類は、受託者で作成すること。

別表
報告書一覧

様式 番号	報告書の種類	提供情報	提出時期
1	期別入出庫報告	泉大津所有米穀を保管する倉庫 における期別の入出庫数量	毎月 (翌月末)
2	物品管理関係報告	泉大津所有米穀の日別の受払、 在庫状況等報告	毎月 (翌月末)
3	たな卸関係報告	年度末における台帳等と在庫の 突合結果報告	毎年度 (翌年度4月 末まで ただし、最終 年度は、令和 8年11月末 まで)
4	運送実績報告	仕様書に基づき実施した泉大津 所有米穀の運送に関する報告	毎月 (翌月末)
5	とう精実績報告	とう精を行った泉大津所有米穀 に関する報告	毎月 (翌月末)
6	配送業務従事者等報告書	配送業務従事者について	契約当初
7	配送業務従事者等変更報 告書	配送業務従事者の変更について	その都度
8	事故報告書	事故内容の報告	その都度
9	確認業務実績報告	業務実施者ごとの確認業務に関 する報告	毎月 (翌月末)
10	業務完了報告書	業務完了について	毎月 (翌月5日ま で)

10 スケジュール

本業務にかかるスケジュールは、別紙6のとおりとする。

11 個人情報の管理

- (1) 本委託業務に係る個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破棄その他の事故の防止、安全確保の措置を講ずること。

- (2) 受託者は、泉大津市から個人情報の取扱状況について報告を求められた場合、直ちに報告すること。
- (3) 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、泉大津市の指定する方法により、返還又は破棄を実施すること。

12 運営および管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、泉大津市と必要な協議および打合せを行うとともに、泉大津市の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

(2) 事故およびクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに泉大津市へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をするものとし、その経過について速やかに泉大津市に報告すること。

13 各業務の共通事項

- (1) 本業務を行う上で必要な設備、備品、消耗品等は、特に指定がない限り受託者において用意すること。
- (2) 本委託業務に必要な経費は、契約金額に含むこととする。
- (3) 市民からの問い合わせへの対応について、事業の概要等については泉大津市が対応し、米や配送についての問い合わせは受託者が対応する。

14 契約期間

令和6年8月1日から令和8年10月31日

15 支払い方法

受託者より業務完了報告書提出後、正当な請求に基づき、請求書受理後30日以内に支払うものとする。市民配付用の介護予防普及啓発事業のみ業務終了後に一括払いとするが、他の業務は毎月業務完了分について支払うものとする。

受託者は請求書を当該業務担当課に送付すること。

16 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、泉大津市と緊密に連絡をとり、履行すること。
- (2) 総括責任者は業務期間内において携帯電話等により常時連絡可能な状態とすること。
- (3) 本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、泉大津市と協議のうえ定めるものとする。

- (4) 業務の履行にあたり必要な準備行為は泉大津市と協議の上、契約期間開始前より行うものとする。